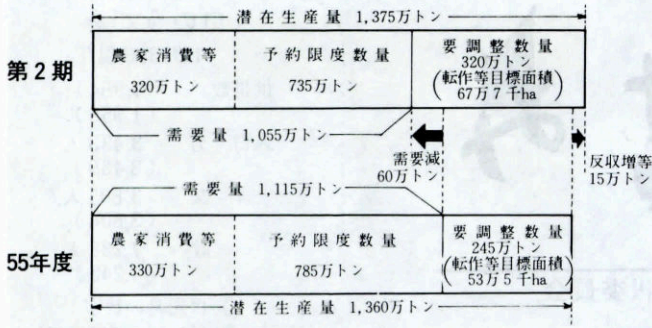


みんなで話し合い 転作を進めよう

水田利用再編第二期対策のあらまし

第二期の米の需給計画
次表のように五五年度に比し、七五万ト増し三二〇万ト調整することになりました。



第二期の奨励補助金の体系と水準 一〇アール当り

区 分	基本額 (平均) (基準収穫量に応じた額)	加 算 額		
		計画加算 (転作率に応じた額)	団地化加算 (定額)	
転作奨励補助金	特定作物 大豆、飼料作物、麦、そば、てん菜	50,000 ^円	13,500 ^円	10,000 ^円
	永年性作物 果樹 (植栽後5年以内のもの) 桑その他の木本性作物等 (植栽後3年以内のもの)	50,000	6,500 (平均 10,000)	10,000
	一般作物等 特定作物、永年性作物以外の作物等	35,000	10,000	7,500
管理転作奨励補助金	転作の場合	35,000	5,000 (平均 7,500)	7,500
	保全管理の場合	35,000	-	-
土地改良通年施行補助金	土地改良事業の通年施行を実施した場合	35,000	-	-

(注) 1. 一般作物のうち、地域振興作物として指定された作物については、別に5,000円/10a加算されます。

本町への転作配分と転作計画
本町へ配分された転作面積は、五六年度においては八一・一haで転作率一七％となっています。更に、来年は、二〇％の九五・四haとなっています。

- ① 転作田が完全に地続きで、一定のまとまりのある団地になっていること。
 - ② 団地の規模が3ha以上の団地であること。又は、1ha以上の団地を集めて、団地合計面積が、地区転作面積の2/3以上あること。
 - ③ 団地内の転作作物は、原則として2作物以内に統一されていること。
- ※団地化加算額は、計画地区であって、次の要件が満たされ、ば、団地部分に交付されます。
- ②目標を達成していること。
「団地化加算」は地続きの転作団地を作り、転作の定着を更に進めようとする制度です。

第二期では転作の定着を更に進めるため、新たに団地化加算の制度が設けられます
「計画加算」は集落や地域で話し合い将来の水田利用のあり方を考えて計画的に転作を進めようとする制度です。
※計画加算額は次の要件が満たされ、ば交付されます。
①町全体の転作面積の1/2以上が1ha以上か、一集落当りで2個以内の団地になっていること。

過去年間四〇ha程度のほ場整備の通年施行で転作を楽にしていますが、ほ場整備が終了した後は、各農家の実施が、非常にきびしくなってきた事となります。
(次表の転作計画参照のこと)
また、56年度計画においては、各集落へ、一〇％の配分をお願いしており、実施されない場合、政府買入限度数量の割当を一〇％カットすることにして、集落話し合いの転作推進をはかれるよう、お頼みしております。

本町への転作配分と計画

転作率	転作率	その他	土地改良	大豆	牧草	麦	れんこん	いちご	西瓜	煙草	転作目名
※計画 69.5ha	20.8%	100ha	10.9	17	5	15	10.8	5.1	5.5	12.7	55年実績
14.5%	17	(89.5) 81.1	10	15		15	10	5	5.5	12	56年計画
	20	(103.0) 95.4	10	10		20	20	5	6	15	中期目標 (57年~58年)
	25	(122) 120				30	30	5	10	30	後期目標 (59年~61年)

3反町100戸 | 全体の1割は麦100戸 | 3反町100戸